

タイホー工業株式会社に対する支援決定について

平成16年5月20日

株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

タイホー工業株式会社

2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称

株式会社UFJ銀行

3. 事業再生計画の概要： 別紙

4. 主務大臣の意見

意見なし

5. 事業所管大臣の意見

意見なし

6. 買取申込み等期間： 平成16年5月20日から

平成16年7月5日まで

7. 一時停止要請

法第24条第1項に基づき、関係金融機関等に対して、上記6に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

8. 一般の債権の取扱

対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

9. 支援決定についての機構の考え方

対象事業者はグループ全体では、化学薬品関連事業、機械装置関連事業並びにゴルフ場事業を展開しております。この中でも工業用ボイラー向け燃料添加剤など工業用化学薬品の製造販売においては、多くの分野で高い市場シェアを確保しており、安定した収益基盤を構築しております。一方で、化学薬品事業とは関連の薄いその他の事業においては競合優位性を確立することができず、また、経営管理体制の脆弱さもあり、投資の失敗や過剰在庫・不良債権の発生を招いてきました。この結果、過剰債務を抱えることとなり、窮境状態に至ったものです。

機構は、対象事業者が事業の選択と集中を適切に行いコア事業となるべき化学薬品事業に経営資源を集中し、また、スポンサーであるシナジー・ファンド主導による適切なガバナンスが図られることによって、事業再生の可能性は高いと判断いたしました。

本件では、上記を主旨とする事業再生計画に基づいて企業価値を評価した結果を勘案し、債権放棄は求めず DES のみを要請するものとしております。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437